

事務連絡
令和3年6月17日

各都道府県個人情報保護担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市個人情報保護担当課

御中

個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室、
総務省自治行政局行政課

個人情報の保護に関する法律の改正等に関する説明会の開催について（事務連絡）

令和3年5月19日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等を行うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布されました。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）は、全ての地方公共団体に適用される全国的な共通ルールを規定するものであり、個人情報保護について全国的に一定の水準を設定するだけでなく、個人情報の保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるものでもあるところ、今後、各地方公共団体におかれては、法の趣旨・目的に照らして条例の見直し等の対応が必要になると考えられます。

つきましては、改正個人情報保護法の概要及び個別条文に関する解説等について、別紙1・2のとおり都道府県及び市区町村を対象として説明会を開催しますので、後日送付します出欠確認シートにより御連絡いただくようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知の上、出欠の取りまとめをしていただくようお願いします。

都道府県及び市区町村担当者向け説明会日程

- A 7月2日(金) 13:30~15:30(接続開始13:00)
北海道、青森県、岩手県、秋田県、福井県、及び同道県の市町村

- B 7月5日(月) 13:30~15:30(接続開始13:00)
宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、及び同県の市町村

- C 7月8日(木) 13:30~15:30(接続開始13:00)
福島県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、及び同都県の市区町村

- D 7月13日(火) 13:30~15:30(接続開始13:00)
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、
和歌山県、及び同府県の市町村

- E 7月15日(木) 13:30~15:30(接続開始13:00)
滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
愛媛県、高知県、及び同府県の市町村

- F 7月16日(金) 13:30~15:30(接続開始13:00)
香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県、及び同県の市町村